

改正案						現行							
第 1 から第 3 まで（現行のとおり）						第 1 から第 3 まで（略）							
第 4 取組・評価書の作成方法						第 4 取組・評価書の作成方法							
1（現行のとおり）						1（略）							
2 から 4 まで（現行のとおり）						2 特定建築主は、特定建築物が複合建築物（住宅用途及び住宅以外の用途に供する部分を含む建築物をいう。）である場合にあっては、設備システムの省エネルギーについては、住宅以外の用途に供する部分の取組・評価書に、住宅用途に供する部分も含めた建築物全体の設備システムのエネルギー利用の低減率（E R R）を記載する。							
第 5 から第 9 まで（現行のとおり）						3 から 5 まで（略）							
第 5 から第 9 まで（現行のとおり）						第 5 から第 9 まで（略）							
別表第 1						別表第 1							
分野	区分	細区分	配慮すべき事項	評価基準		評価基準の段階	分野	区分	細区分	配慮すべき事項	評価基準		評価基準の段階
				住宅用途	住宅以外の用途						住宅用途	住宅以外の用途	
エネルギーの使用の合理化	建築物の熱負荷の低減	(現行のとおり)											
	再生可能エネルギーの利用	(現行のとおり)											
	省エネルギーシステム	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	設備システムのエネルギー利用の低減率として、規則別表第 1 の 5 備考 2 に規定する E R R が 0 以上 20 未満であること。	(現行のとおり)	(略)	(略)	(略)	(略)	設備システムのエネルギー利用の低減率として、規則別表第 1 の 5 備考 2 に規定する E R R が 0 以上 10 未満であること。	(略)	
					設備システムのエネルギー利用の低減率として、規則別表第 1 の 5 備考 2 に規定する E R R が 20 以上 30 未満（規則第 8 条の 3 第 2 項第 2 号から第 4 号まで、第 7 号及び第 8 号に規定する用途に供する部分については、20 以上 25 未満）であること。	(現行のとおり)					設備システムのエネルギー利用の低減率として、規則別表第 1 の 5 備考 2 に規定する E R R が 10 以上 11 未満であること。	(略)	
					設備システムのエネルギー利用の低減率として、規則別表第 1 の 5 備考 2 に規定する E R R が 30 以上（規則第 8 条の 3 第 2 項第 2 号から第 4 号まで、第 7 号及び第 8 号に規定する用途に供する部分については、25 以上）であること。	(現行のとおり)					設備システムのエネルギー利用の低減率として、規則別表第 1 の 5 備考 2 に規定する E R R が 11 以上であること。	(略)	
地域における省エネルギー	(現行のとおり)												
効率的な運用の仕組み	(現行のとおり)												
資源の適正利用	(現行のとおり)												
自然環境の保全	(現行のとおり)												
ヒートアイランド現象の緩和	(現行のとおり)												
別表第 2 から別表第 4 まで（現行のとおり）						別表第 2 から別表第 4 まで（略）							
別記第 1 号様式から第 4 号様式まで（現行のとおり）						別記第 1 号様式から第 4 号様式まで（略）							